

○駐車の許可

(第 45 条第 1 項, 第 49 条の 5)

審査基準

平成 22 年 4 月 19 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 45 条第 1 項、第 49 条の 5
処分の概要	駐車の許可
原権者(委任先)	警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長
法令の定め	岡山県道路交通法施行細則第 6 条(駐車が禁止されている場所又は時間制限駐車区間における駐車の許可)
審査基準	
標準処理期間	3 日(行政庁の休日は含まない。)
申請先	駐車しようとする道路を管轄する警察署の交通課(交通第一課を含む。) 又は交通部高速道路交通警察隊
問い合わせ先	申請先となる警察署の交通課(交通第一課を含む。) 又は交通部高速道路 交通警察隊
決裁区分等	警察署交通課長(交通第一課長を含む。) 又は交通部高速道路交通警察隊長